

地方交付税制度が与える 都道府県の課税努力への影響分析

筑波大学大学院 システム情報工学研究科 経営・政策科学専攻
学位論文審査委員会提出 修士（公共政策）論文

平成 19 年 1 月 26 日

学籍番号：200520872

氏名：稲川徹哉

論文指導教員

焼田 党

The Effects of The Local Allocation Tax System
on Tax Efforts of Local Governments

要 約

2000年に地方分権推進法が施行されて以降、地方分権を推進するためのいわゆる三位一体の改革、すなわち国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲の改革に関連する議論が盛んに行われている。その中で最も重要視されているのが、地方歳入の約2割を占めている地方交付税の改革である。地方交付税制度が財源保障機能と財政調整機能を持つことから、ナショナルミニマム維持のためには地方交付税制度は依然として必要であると考えられている一方で、地方交付税制度が地方自治体の財政規律を弱め、税収確保のインセンティブすなわち積極的な課税や徴収をする努力（以下「課税努力」という）を阻害しているという批判がある。そのような中、2003年度に、地方交付税の算定において必要とされる留保財源率の引き上げが行われた。この引き上げによって、地方自治体が自由に使える財源が増加することになり、税収確保のインセンティブが高まることが期待されている。このような社会的背景をふまえ、本研究は、都道府県のパネルデータを用いて、地方交付税が都道府県の課税努力に与える影響および留保財源率の引き上げが都道府県の課税努力に与えた影響について実証分析を行った。

分析の結果、地方交付税の交付を受けている団体は、交付を受けていない団体と比べて課税努力が弱いことが示された。また、交付を受けている団体の中でも、財政力の弱い団体ほど課税努力が弱いことが示された。さらに、2003年度の留保財源率の引き上げによって、地方交付税の交付を受けている団体の課税努力が全般的に強まったこと、特に交付税に依存している度合いが高いほどその影響が相対的に強いことが示された。本研究で得られた分析の結果から、財源保障機能や財政調整機能を通じて、地方交付税制度が、特に財政力が弱い団体については、努力して企業誘致や産業の活性化を行うインセンティブや税収を確保して財政的に自立しようとするインセンティブを長年にわたって阻害し続けることで効率的な財政運営を妨げてきたこと、そしてそれが間接的に近年問題となっている地域間経済格差の拡大の要因の一つとなっている可能性があることが示唆される。

目 次

序	1
1 章 地方交付税制度の概要	2
1 . 1 地方交付税制度の目的	2
1 . 2 地方交付税制度の特色	2
1 . 3 地方交付税の種類	3
1 . 4 普通交付税の算定方法	3
1 . 5 留保財源	4
2 章 都道府県の課税努力	6
2 . 1 都道府県の課税努力の手段	6
2 . 2 地方交付税制度と課税努力	9
3 章 仮説の設定	10
4 章 分析	15
4 . 1 分析方法の先行研究	15
4 . 2 課税努力のモデル化	16
4 . 3 租税関数モデルの定義	17
5 章 推定結果	20
5 . 1 租税関数の推定結果	20
5 . 2 考察及び推定方法の選択	21
5 . 3 課税努力指標の算定	23
5 . 4 関数形の選定	26
5 . 5 各地方自治体の課税努力	27
6 章 仮説の検証	29
7 章 結論	31
8 章 今後の課題	33
参考文献	34
添付資料	36
謝辞	38